

# 第12回 CEMLAセミナー

かいこく せいと  
外国につながる生徒たちとともに

にちじ  
日時： 2018年11月24日（土）

11：00～11：30 CEMLAスクール見学

13：00～15：30 CEMLAセミナー参加

ほしよ  
場所： さがみじょしだいがく  
相模女子大学

## ぶんかかい A 分科会 A

こうこう にほんごきょういく  
「高校での日本語教育」

わ にほんご まな きょうかがくしゅう ほうほう  
～分かりやすい日本語で学ぶ教科学習の方法～

## ぶんかかい B 分科会 B

ざいりゅうしかく しんろ  
「在留資格と進路」

かそくだいざいせいと あら ほうむしょうつうち  
～家族滞在生徒への新たな法務省通知をめぐって～



せいと にほんご だいにげんご せいと  
\* JSL生徒とは日本語を第二言語とする生徒のことです。

だい かい さんかもうしこみしよ だんし そうしん  
第12回CEMLAセミナー参加申込書 (FAX または電子メールで送信してください。)

さんかしゃめい 参加者名		しよぞく 所属 (連絡先)	でんわ 電話またはメールアドレス
スクール (見学の場○) セミナー分科会 (参加の場合1つに○)	スクール見学  分科会 A・分科会 B・分科会 C	つうやく 通訳	ひつよう 必要あり (                      語)・必要なし

そうしんさき  
FAX送信先： 0 4 2 ( 7 4 0 ) 2 8 4 8

でんし  
電子メール： yossey22@pen-kanagawa.ed.jp

## CEMLAセミナーについて

### どんなことをするの？

2つの分科会形式で、外国につながる子どもたちへの支援について考えていきます。

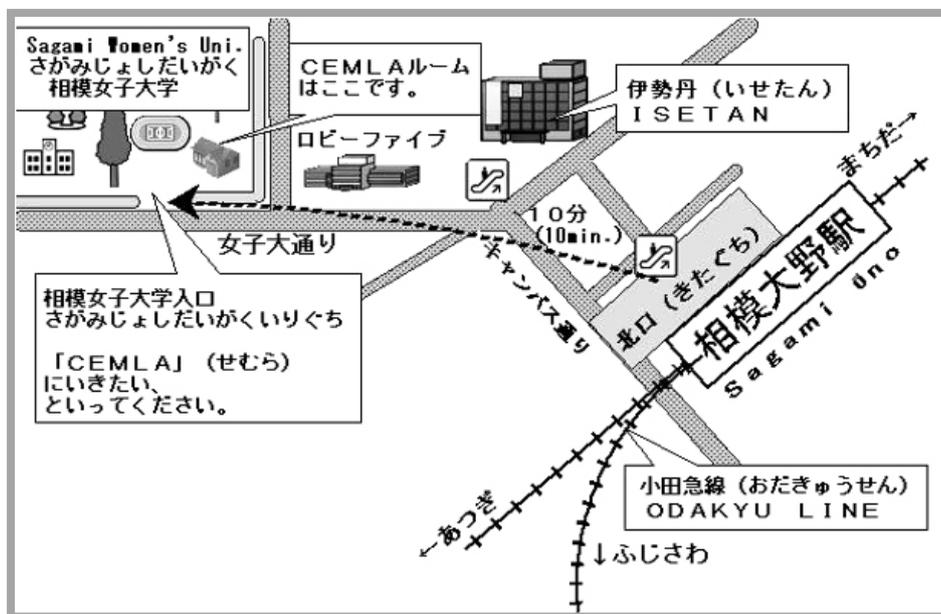
各分科会では、ゲストスピーカーにご自身の実践体験や活動報告をしていただきますが、それをきっかけとして、参加者の皆さんにもそれぞれの立場から発言していただき、話題を共有します。

### セミナーの目的は？

相模原市やその周辺には多くの外国につながる子どもたちが学校で学んでいます。しかし、子どもたちがどんな状況なのかは、地域でそれほど知られていません。学校の先生、地域で支援する人たち、そして若者たちがつながり、外国につながる子どもたちとともに歩む多文化共生社会のこれからを考える機会にしたいと思っています。

### CEMLAって？

CEMLA (多文化学習支援センター) は、Center for Multicultural Learning & Activities の略で、相模原青陵高校と弥栄高校が運営する外国につながる子どもたちの支援センターです。毎週土曜日、相模原女子大学等の学生が中心となって、日本語や教科学習の指導を行っています。



運営: 神奈川県立相模原青陵高等学校 神奈川県立弥栄高等学校

NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ(ME-net)

協力: 相模女子大学

※CEMLAセミナーは文化庁「生活者としての外国人のための日本語教育事業」の委託事業です。

## 分科会A 高校での日本語教育 ～分かりやすい日本語で学ぶ教科学習の方法～

## ○ゲストスピーカー

ME-net 武一美 先生

## ○司会 鈴木陽子 先生

## ○武一美先生のセミナー

近年、外国につながる生徒が増加しており、学校教育での日本語教育が求められている。特に高校においては、生徒の日本語レベル、基礎学力レベルの差が激しく、対応が難しい現状がある。

高校における日本語学習では、生活する上で必要なサバイバル日本語の他に、文法等の日本語の基礎、教科学習を理解するための日本語、高校生活上必要な日本語の3つを習得することが目標であり、すべてを平等に習得できるように進める必要がある。日本語の基礎は日本語能力試験を活用し、学習を進めることができるが、教科学習を理解するための日本語では、教科の学習に追従して行うため、生徒が非常に難しく感じる。また、多くの用語が難しく、理解するのが大変であるため、教科担当者と日本語教師が連携し、教科学習内における日本語指導について計画していく必要がある。

更に、母語であっても読み書きの経験が少なかった場合が多いため、日本語を習得する際も読み書きができていくことが多い。これについても、教科学習の中で日本語教育を行いながら、できるようにしていく。

外国につながる生徒の教育には、視覚教材などを利用した授業が行われることが多いが、それだけではなく言葉で確認する作業も取り入れていき、言語を意識した指導を行う必要がある。

具体的には、教科の用語について日本語・母語で語彙として学習するだけでなく、用語がどういう意味を持ち、どういう場面で活用するものなのか、概念的な意味を理解するようにしていくなどである。

用語の表層面を各言語における用語の発音や文字とし、深層面を概念や認知とすると、教科学習では表層面だけを習得するのではなく、深層面も習得できるようにしていくことが求められる。なぜなら、深層面を習得できれば、表層面がどんな言語の場合でも習得でき、教科学習の用語を学ぶ意義と一致するからである。また、深層面には用語の使用場面についても含まれており、用語をどのような考え方で用いるのかについて理解するとともに、その用語を使った論理的な思考の発達にもつながる。

実際の教科指導において生徒が躓きやすいポイントは、文末表現や文脈や教科の独自の言い回しである。それに対しては分かりやすい日本語を使用しながら教科指導を行うことが大切である。生徒の多くは、日本語の会話は可能であるが、文章中の言い回しや文末、擬音表現等の意味を理解することが難しいため、最初は分かりやすい語句に置換したり、あるいは補助を受けたりしながら理解していく。それを繰り返すことで、それらの意味を理解していき、最後には自分の力で理解できるようになる。

教科学習の日本語を理解していくためには教科での日本語理解への「足場掛け」が必要であり、最終的には自分一人で理解できるようになるのが目標である。具体的には、現段階において自分一人でできることに、補助を行いながら学習を進めていく。補助ありで理解することを繰り返しながら、最終的には自分一人で教科学習を行えるようにする。

補助の一つとして使われる「わかりやすい日本語」としては、単文に区切る、長い連体修飾を避ける、受け身や使役表現に気を付ける、文末表現に気を付けること等が挙げられる。つまり、文法や語彙をわかりやすいものだけに制限をするとともに、繰り返し使用することで、文法や語彙を習得させていくということである。教科担当者はこれらの事に気を配りながら生徒に教科を学習させていくとよい。

最後に、高校での日本語教育は、教科学習をしっかりと行うための、日本語の習得が目標であるという点に留意しなければならない。そしてその目標を達成するためには、各教科での補助となるものや副教材をどのような形にするべきか、一人ひとりの達成目標はどのように設定するかをよく考える必要がある。

## ②質疑応答

Q 進学を考える上で、日本語能力試験をカリキュラムに設置したほうが良いか？

A 基本は教育活動の中で日本語を学ぶ。ただし、助詞や文末表現を理解できていない場合が多く、細かい文法について分析して、意味を読み解くことができない。また、話し言葉などの表現文型を理解していない場合も多い。高校の教科書を読み解くには日本語能力試験2級相当の技術が必要で、日本語を分析して読める力を、高校で学んでいかせるようにする。

Q 数学の授業で、「確率」という語句の意味を深く考えず、教えた通りにしか理解していない人が多い。

A それは「確率」という語句の表層面のみを学習している状態であり、「確率」というものがどういうものなのかという深層面、概念を学習できれば、どの言語で学習を行っても理解できる。

Q 深層面を習得することだったが、母語でも理解できていない場合が多い。また日本人にとってあたりまえのことでも、J S L生徒には分かりづらい場合があるため、出身国の文化理解と平行して進めていきたい。

A 出身国ごとに背景が異なるため、日本人の感覚とかけ離れている場合がある。そのため、学習する意義を感じにくいものもある。

Q 日本語教育と教科教育をつなげるために、補助や工夫が必要とのことだが、どのような例があるか。

A 表層面の学習では文章題を解かせ、深層面の学習では思考する問題を解かせた後、長文読解の問題を解かせるという方法がある。長文読解は教科内容の確認だけでなく、文末表現や受け身の形などを繰り返し学び、日本語読解力を育てていくという日本語教育の面も含んでいる。

Q 日本史について、出来事を暗記するのは難しいため、出身国の歴史と比較しながら学習を進めていくのが良い。

A それに加えて、歴史上の出来事をとらえるかについて考え、自分の中で納得できるようにすることも大切である。

Q 倫理の試験について、J S L生徒を取出して試験を行っているが、解答を漢字で書かせるなどの工夫を行っている。

A 漢字は日常生活上必要なので、なるべく漢字を使い、年次が上がるにつれてレベルを上げていく学習にしたい。ただし、日常生活で使わないような漢字については大目に見ることもある。しかし、これらも先生によって若干の違いがあるため、指導の統一をした方が良い。

Q 日本語教育と教科教育をつなげるために、教科担当者は日本語教師とどのように連携すればよいか。

A 例として、姫路独協大が行っている社会科の日本語補助教材の資料があるので、そちらを参照してほしい。

Q 担当者間で連携する場合、校内のシステム的な扱いはどうすればよいか。

A 教科担当者やコーディネーター、補習担当と連携を取る形にする。その場合、担任との連携が希薄になりやすいので気を付ける。

Q 実際にJ S L生徒を指導している学校ではどのような工夫をしているのか。

A ルビを振る等を授業のルールとして設定したり、以前使用した教材の引継ぎを行ったりしている。また教材は目で見て理解できるようなものだけでなく、内容や意味の説明も行い、日本語での理解も進めるようにしている。これらを学校のスタンスとして、学校全体で進めている。

- ・ J S L生徒であっても、高校で学ぶべき内容が欠落しないようにするべきである。そのためにはカリキュラムだけでなく、本人が学習内容に対して興味関心を抱くようにすべきである。

### ③意見交換で出たコメント、要望等

- ・ 日本語教育を行う上で、教える側に若干の意識の差異がある。
- ・ 今回のような日本語教育に関わるセミナーについて、もっと周知を行ってほしい。
- ・ 日本語教育との連携も必要だが、学習内容に対して知的好奇心を湧かせるような工夫が必要である。
- ・ 教科担当者と日本語教師との連携だけでなく、生徒を受け持つ担任との連携も行う。

## 分科会 B 「在留資格と進路 ～「家族滞在」生徒の新たな法務省通知をめぐって」

## ○ゲストスピーカー

横浜法律事務所 三木恵美子弁護士

## ○司会

相模原青陵高校 角田先生

## ① 横浜法律事務所 三木弁護士より

一昨年と昨年に法務省から就労制限のある家族滞在の在留資格を就労可能な在留資格に変更するための通知が出されたことを受け、「家族滞在」資格を持つ高校生の進路指導について話があった。

最初に、現在あるいくつかの在留資格が話題となった。そもそも在留資格とは、日本国籍を持っていない人が日本に滞在するための資格で、現在ある在留資格は2種類に分けることができる。1つ目は、ある種の仕事をするための在留資格であり「技能」などがこれにあたる。この在留資格の特徴は、働くことができなくなった時点で効力を失ってしまう点である。具体的に、在留資格「技能」でコックとしてイタリア料理店で働いている人が失業した場合を考えてみる。この場合、他のイタリア料理店で働く場合は継続して日本に滞在することが可能となる。しかし、中華料理屋やフランス料理店で働くことはできず、その場合、在留資格は失われる。この種類の在留資格としては他に「技術・人文知識・国際業務」が挙げられる。これは、理系と文系の両方に対応するため作られた在留資格である。2つ目は、日本人と何らかの人的関係がある人のための在留資格であり、「日本人の配偶者等」などがこれにあたる。この在留資格でも、5年～6ヵ月と在留期間が決められていることが注目すべき点として挙げられた。6ヵ月という期間は結婚した後、離婚をした場合のことを考慮に入れた期間である。つまり、離婚すると在留資格を失ってしまい、日本に滞在することができなくなる。

その後、「家族滞在」の在留資格を持つ生徒の進路についての説明があった。まず、高校を卒業してそのまま就職する生徒については、①現在、在留資格「家族滞在」で日本に滞在していること、②日本において義務教育の大半を終了していること、③就労先が決定又は内定していること、④住居地の届出等、公的義務を履行していること、の4つの条件全てに該当する生徒は、在留資格を「定住者」に変更することができる。「定住者」に変更することで、風俗を除き職種を問わず働くことが可能となる。また、②の義務教育に係る条件に該当しない生徒であっても一定の要件を満たすことで就労可能な「特定活動」の在留資格に変更することが可能である。

次に、4年制大学・短期大学・専門学校へ進学する生徒については、就労可能な在留資格に変更することができる。ただし、変更可能な職種が制限されているため事前に研究する必要がある。具体的には、現在日本で人手不足な介護職、観光業界や自動車産業などの職種で在留資格が取りやすいことが挙げられる。その他の方法として、両親と一緒に在留資格を「永住者」に変更することもできるが、年収が300万以上の収入があることや、10年以上日本に滞在していることなどが条件になる。

「家族滞在」の在留資格は依存性が強く、誰か家族の中に働ける人がいないと滞在できない。また、週28時間以内のアルバイトが可能であるが職業幹旋（ハローワーク等）は受けることができない。そのため「定住者」といった独立性のある在留資格に変更していくことが重要である。学校は、在留カードを見せてもらい、どのような状況に生徒がいるのか把握すること、就職の支援をしていくこと、将来を見据えた進学指導を行うことが必要になってくる。

## ②質疑応答

- Q 在留資格「定住者」への変更の際の条件の中に、日本において義務教育の大半を修了していることとあるがこれほどの程度修了していればよいのか？
- A 在留資格「定住者」への変更であれば、少なくとも小学校4年生のおおむね1年間を、在留資格「特定活動」への変更であれば少なくとも中学校3年生のおおむね1年間とされているが、具体的な日数で決められていないのは、最終決定権は入国管理局が持ちたいということだ。つまり、のびる子には在留資格を与え、そうでない子には与えないということである。
- Q 学校としては何をすればよいのか？
- A 生徒に就職をさせてほしい。「家族滞在」の在留資格を「定住者」に変更する際の条件の1つである就労先が決定又は内定していることを満たすことが重要である。
- Q 何から始めればよいのか？
- A まずは、在留カードを見せてもらい、当該の生徒がどのような在留資格を持っているのか把握することが大切である。
- Q どのように就労指導をしていけばよいのか？
- A 面接の際に国籍や現在の在留資格をしっかりと伝えることが大切である。おそらく、就職する時の面接で国籍や就労制限のある在留資格かどうかなども聞かれるはずである。

## ③意見交換で出たコメント、要望等

- ・在留資格に関する専門知識を持った弁護士と相談する機会が少ない。
- ・生徒がどのタイプの在留資格を持っているのか把握しきれていない。
- ・就労指導が難しい。